

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8 月25日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	管理部門長 山崎 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	管理部門長 山崎 浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第13回新株予約権 6,400,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 1,416,400,000円
	（注） 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が新株予約権を取得・消却した場合には、発行価額の 総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合 計額を合算した金額は減少します。また、行使価額が修 正された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増 加します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」について、平成27年8月25日付当社取締役会により発行要項の内容の一部変更を決議した結果、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権）

(2) 新株予約権の内容等

（添付資料の追加）

取締役会議事録（抄録）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権)】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none">1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店
------------------------------	---

<後略>

(訂正後)

<前略>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none">1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セルシード 管理部門 東京都新宿区原町三丁目61番地2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店
------------------------------	--

<後略>

(訂正前)

<前略>

(注) 7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、本新株予約権を行使することができる期間中に、当該新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、本新株予約権を行使することができる期間中に、当該新株予約権者が当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」といいます。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、行使請求受付場所に提出することにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

<後略>

(訂正前)

<前略>

(注) 10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

<後略>

(訂正後)

<前略>

削除

<後略>